

平成20年12月15日

各 位

会社名 株式会社ハイレックスコーポレーション  
代表者名 取締役社長 寺 浦 實  
(コード番号 7279 大証第2部)  
問合せ先 取締役副社長 徳 弘 勝 昭  
(TEL 0797 — 85 — 2500)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、平成21年1月24日開催予定の第65期定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議致しましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成16年6月9日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されること(いわゆる「株券の電子化」をいいます。)から、これに対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うものであります。
- (2) また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります。  
(変更案附則第1条から第2条)

2. 定款変更の内容

変更の内容は下記のとおりです。

(下線\_\_は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
第1条～第6条 (条文省略)	第1条～第6条 (現行どおり)
第7条 (株券の発行) <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	(削除)
第8条 (自己の株式の取得) 当社は、会社法第165条第2項の規定により、 取締役会の決議によって自己の株式を取得することが できる。	第7条 (自己の株式の取得) (条文省略)
第9条 (単元株式数および単元未満株券の不発行)  当社の単元株式数は、100株とする。 <u>2 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株 式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」 という。)に係る株券を発行しない。ただし、 株式取扱規定に定めるところについてはこの限 りでない。</u>	第8条 (単元株式数)  当社の単元株式数は、100株とする。 (削除)

現行定款	変 更 案
<p>第10条 (単元未満株式についての権利)</p> <p>当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</li> <li>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> </ol> <p>第11条 (株主名簿管理人)</p> <p>当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</li> <li>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</li> </ol> <p>第12条～第48条</p> <p>(条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第9条 (単元未満株式についての権利)</p> <p>当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</li> <li>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> </ol> <p>第10条 (株主名簿管理人)</p> <p>当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</li> <li>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</li> </ol> <p>第11条～第47条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてこれを取扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</p>

## 2. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成21年1月24日(土)  
定款変更効力発生日 平成21年1月24日(土)

以 上